



宮 開 第 3 3 号
令和 8 年 9 月 1 8 日

関 係 各 位

宮崎市長 清山 知憲
(公 印 省 略)

市街化調整区域内の災害危険区域等における建築物制限に対する緩和措置について（お知らせ）

本市の都市計画行政につきまして、日頃よりご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日より施行された改正都市計画法により、市街化調整区域の既存集落内において、敷地に災害危険区域等を含む場合、防災上の観点から、原則建築許可はできないこととなっています。ただし、本市の認める「安全上及び避難上の対策」を講じる建築計画の場合は、例外的に建築許可の対象としており、下記のとおり追加の措置をしましたのでお知らせします。

記

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内に建築物が存する場合の許可条件

1. 避難計画（マイタイムライン）、避難経路図を添付し、避難場所への確実な避難が可能であることが確認できること。
2. 急傾斜地法の対策工事等の土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備が完了しており、建築士等が擁壁等に構造上支障するような亀裂・破損等がなく安全上支障なしと確認できること。
ただし、特別警戒区域（レッドゾーン）の区域を申請敷地を含むことはできない。（指定解除が決定している場合を除く。）
3. 申請理由書に申請地が土砂災害警戒区域に入っていることを認識している旨、記載すること。

○参考：ホームページ掲載先

宮崎市ホームページ>産業・事業者>建設・開発>開発許可

>市街化調整区域内の災害危険区域等における建築物制限に対する緩和措置について

「上記 3（土砂法）に係る本市が認める安全上及び避難上の対策について【R8 年 9 月 1 日追加】

文書取扱

宮崎市都市整備部開発審査課

電話：0985-21-1818

E-mail：30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp

上記3（土砂法）に係る本市が認める安全上及び避難上の対策について【R8年9月1日追加】

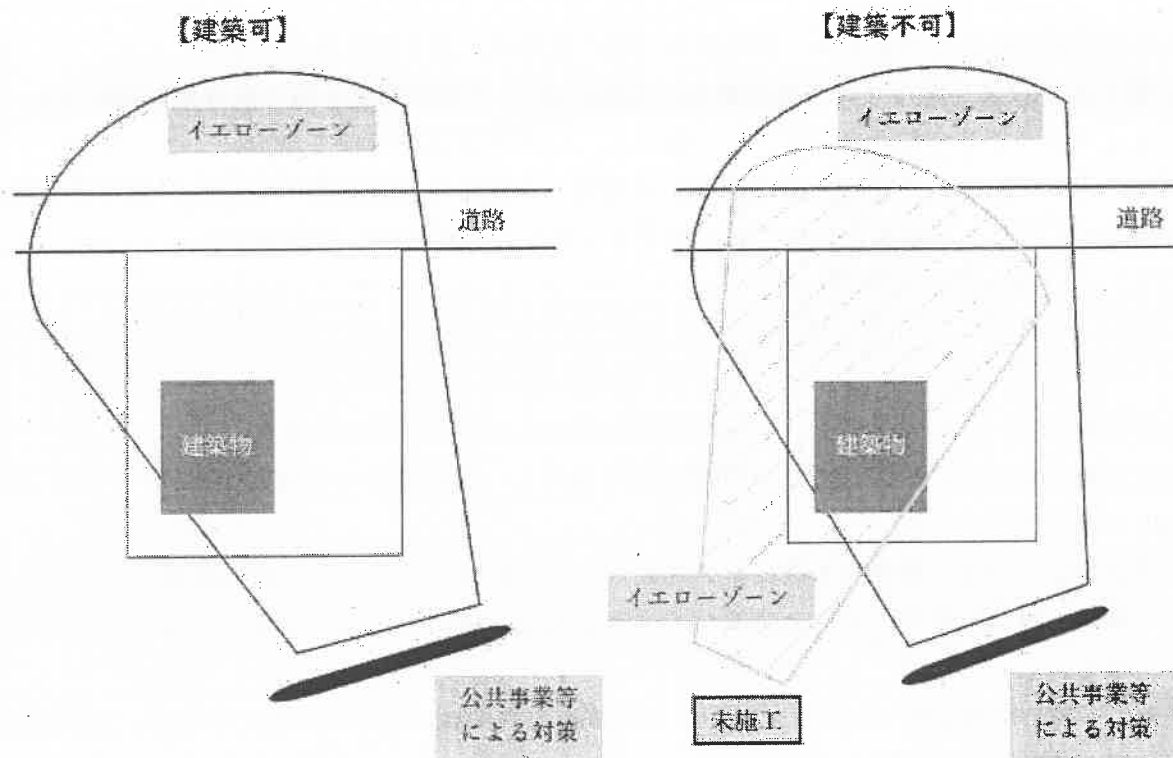
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)について、土砂災害を防止し軽減するための施設(公共事業等による対策)が講じられていること。

崖条例に抵触していないこととし、建築士等の目視等による安全確認を署名すること。

申請者は建築予定地から直線距離で 2km 以内の指定避難所等への避難計画(マイ・タイムライン)及び避難経路図を提出すること。

申請者は当該地が土砂災害警戒区域に含まれていることを認識したことを明記すること。

【イメージ】



関連記事

[開発許可制度](#)

[既存集落図について](#)

[安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて](#)

お問い合わせ

都市整備部 開発審査課

電話:0985-21-1818 E-Mail: 30kaihatu@city.miyazaki.miyazaki.jp